

# 終活

## 「生命保険契約照会制度」 が創設されました



保険証券が見当たらなくても大丈夫！

従兄弟から『ひとり暮らしの母親が

死去。預金通帳は残っていたが、保険

証券類が見当たらない。どうすればよ

いか』との相談がありました。

昨夏より創設された「生命保険契約照会制度」の内容について紹介します。

**Q** 災害時に保険証券を紛失したら照会できるって聞いていたが？

**A** 東日本大震災を契機に、災害地域における確実・迅速な保険金支払いのための業界横断的なセーフティネットとして「災害地域生命保険契約照会制度」がありました。

右記の相談事例の場合、今までは①預金通帳から保険料の引き落とし、または②年末調整等で生命保険料控除の事跡がなかったかどうかを各自で調べるとしか方法はありませんでした。生命保険金の時効は、亡くなった日の翌日から3年を経過した時です。

そのため、これまでは受取人や相続人による名義変更漏れや請求漏れという事態が生じていたようです。

**Q** 新しい照会制度が創設された訳は？

**A** 生命保険協会（以下、生保協会）のHPには超高齢化社会の進展が続く中、高齢者が独居のまま亡くなる事案や認知症患者の増加など、本人・家族等が本人に関する生保契約を把握しきれない事案が増加していくことに対応するため、また災害時に限らず平時においても確実に保険金請求をしてもらうためにも創設したと明記しています。

**Q** 本制度のしくみを簡潔に説明してください！

**A** 受取人や相続人が生保協会に不明の保険証券類の照会をかけるのと、照会対象者の生命保険契約を一括

して生命保険会社42社へ調査依頼し、その結果をとりまとめて回答してくれるというものです。

ただし、本調査ができるのは個人保険契約のみで、財形保険や年金保険などは対象外となります。

**Q** 生命保険協会への照会方法と回答までの期間は？

**A** 照会対象者が①死亡した場合、②認知判断能力が低下した場合、③災害により死亡もしくは行方不明となっている場合は、生保協会に対して書面またはWEBによる申請方法で照会依頼が可能です。

照会依頼に際しては、戸籍謄本・診断書などの書類を生保協会へ提出する必要があります。これらの書類は個人情報保護の観点から生命保険会社へは提出されません。

照会手数料は1件につき3千円、契約が存在しなくても返金はしないそうです。ただ、災害による場合のみ手数料は徴収しないとのこと。

因みに、照会依頼から回答までの期間は14営業日くらいを要するそうです。

**Q** 保険契約が確認された場合どのような手続きが必要ですか？

**A** 本制度は保険契約の有無を確認するだけのものです。従って、確認された保険証券の契約内容や受取手続きなどは、受取人や相続人が保険会社と直接折衝する必要があります。

これから、保険金・給付金請求などの諸手続きが発生してくる場合は、各自で保険会社から関係書類を取り寄せ、指定された公的書類・診断書などを集めて提出する必要があります。詳しくは、生保協会HPの閲覧を！

シニアスタッフ 上田篤彦

